

## (仮称)逗子市総合計画策定条例の制定に関するパブリックコメントの実施結果

### ■パブリックコメント

- 実施期間:平成26年9月18日～10月17日
- 意見提出者:1名(電子メール1名)
- 意見数(延べ数):1件
- 意見内容の概要

意見区分	件数
全般について	1
合計	1

### ○市の対応区分

意見区分	件数
<input type="radio"/> 意見を反映する必要があると判断し、素案を修正したもの	0
<input type="checkbox"/> 意見の趣旨や考え方が既に素案に入っており、修正を要しないと判断したもの	0
<input type="checkbox"/> 意見は反映させないが、計画や事業の推進の際に参考とするもの	0
<input checked="" type="checkbox"/> 意見を反映させず、素案通りにしたもの	0
<input type="checkbox"/> 参考意見とするもの	1
合計	1

No	関係する項目又は事業	意見の概要 (※表現は、原則原文にそって記載)	対応区分	市の回答
1	全般について	この度の新総合計画案について、①法的な策定義務がなくなっても市民にまちづくりの長期的な展望を示すものとして総合計画は今後も策定する。②現状を複雑にしている「逗子市まちづくり基本計画」を総合計画と一体化する。③今後も総合計画は市民の代表である市議会の議決を経る。④総合計画の構成を従来の「基本構想、基本計画、実施計画」の三層構造から「基本構想、実施計画」のわかりやすい二層構造にする。…ことには大賛成である。	▲	—